

## ○内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 稚内市
- 二 構造改革特別区域の名称 稚内市外国人技能実習生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 稚内市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道宗谷郡猿払村
- 二 構造改革特別区域の名称 オホーツク海さるふつ外国人技能実習生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道宗谷郡猿払村の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

## ○内閣府告示第七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二十二号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 一 関市
- 二 構造改革特別区域の名称 一 関市どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 一 関市の区域の一部（旧藤沢町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

## ○内閣府告示第七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十四号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府泉南郡岬町
- 二 構造改革特別区域の名称 岬町笑顔満開給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪府泉南郡岬町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第六十八号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県山県郡安芸太田町
- 二 構造改革特別区域の名称 安芸太田町いきいきふれあい給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 広島県山県郡安芸太田町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二百九十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 久留米市
- 二 構造改革特別区域の名称 久留米市地域密着共生型福祉特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 久留米市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指  
定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（九三四）